



10月1日調査期日 国勢調査の調査員を募集します

④⑤ 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

令和7年国勢調査の実施に向けて、調査票の配布・回収などを行う調査員を募集します。

国勢調査とは

国勢調査は、日本に住む全ての人・世帯(外国人も含む)を対象として5年に一度実施する、日本で最も重要な統計調査です。

国勢調査では、世帯の状況や住んでいる住宅について調査し、得られた調査結果は、行政施策の基礎資料や学術研究などに利用されます。

調査員の業務内容

国勢調査では、調査員が世帯を訪問し、調査票の記入依頼や回収などを行います。調査員の身分は、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。業務期間は8月下旬～10月下旬で、定められたスケジュールの中で、自分のペースで調査活動を行います。担当した世帯数などに応じて報酬を支給します。

◆報酬 約2万円～8万円(令和2年度実績)
※担当件数によって変動します。

調査員登録に申し込みを

町では1万数千世帯を訪問する必要があるため、非常に多くの調査員が必要ですが、現在、調査員が不足しています。応募をお待ちしています。

◆応募要件(抜粋)

- ・原則、町内在住の満20歳以上75歳未満であること
- ・税務、警察、選挙活動に直接関係がないこと
- ・調査に関する秘密を守れること

◆申込方法

町ホームページにある統計調査員登録申込書、申告書を記入して総合政策課に提出してください。後日簡単な面談を行います。詳しくは、お問い合わせください。



詳しくはこちら

地域未来塾 学習支援員を募集します



④⑤ 生涯学習課 生涯学習係 ☎(232)4917

中学3年生を対象とした基礎的学習の指導を行う学習支援員を募集します。

- ◆期間 7月中旬～令和8年2月末(週1～3回程度)
- ◆時間 午後4時50分～6時35分
※中学校の長期休業中は、午前8時50分～午後0時5分
- ◆場所 武蔵ヶ丘コミュニティセンター、中央公民館
- ◆対象者 元教職員、講師経験者、教職を目指す大学生など(教員資格の有無は問いません。)
- ◆募集教科 数学・英語
- ◆謝礼 1時間当たり2,200円(交通費含む)
※別途源泉徴収あり
- ◆申込方法 右記QRコードまたは電話で申し込む



申し込みはこちら

貨物運送事業者に 補助金を交付します



④⑤ 商工振興課 商工振興係 ☎(232)2165

地域経済を支える物流機能を維持するため、ガソリン価格上昇による影響が大きい中小貨物運送事業者を支援します。

詳しくは町ホームページをご確認ください。

◆対象事業者

4月1日時点で、町内に本社または営業所を有し、今後も町内で貨物運送事業を継続する意思がある中小企業または個人

◆補助金額

- ・一般貨物自動車運送事業に使用する自動車 1台当たり2万円
- ・貨物軽自動車運送事業に使用する自動車 1台当たり1万円

◆申請方法 窓口、郵送または電子メールで申請する

◆申請期間

4月14日(月)～5月16日(金)



詳しくはこちら

耐震改修などの費用を一部補助します 戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金



④⑤ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

平成28年熊本地震で被災した住宅や現行基準を満たさない住宅の耐震改修、建て替えなどに要する費用の一部を補助します。

◆対象となる建築物

- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定された建築物で、次の全てに当てはまるもの
- ・平成12年5月31日以前に着工または平成28年熊本地震で被災している
- ・在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法(木造)で建てられた戸建て住宅で、現に居住中である
- ・3階建て以下
- ・所有者が町税を滞納していない

※対象事業の種類によって、上記以外の要件があります。また、町が対象建築物であると判定する前に設計契約や工事契約を結んだ場合、補助金を交付できないことがあります。まずは電話でご相談ください。

◆対象事業・補助金額

対象事業	補助金額
①設計改修工事一括補助事業(改修設計・改修工事)	耐震改修工事に要する費用の一部を補助(最大157万5千円)
②設計建て替え工事一括補助事業(建て替え設計・建て替え工事)	建て替え工事に要する費用の一部を補助(最大157万5千円)

※住宅の築年数などで補助金額が変わります。

◆申請期間

4月7日(月)～8月29日(金)

上記①②のほか、耐震設計費用のみを補助する事業や、自己負担2,500円で耐震診断が受けられる事業などもあります。詳しくは、お問い合わせください。

危険なブロック塀などの撤去費用を補助 危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金



④⑤ 都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

地震発生時の人身事故防止や避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを撤去する費用を補助します。

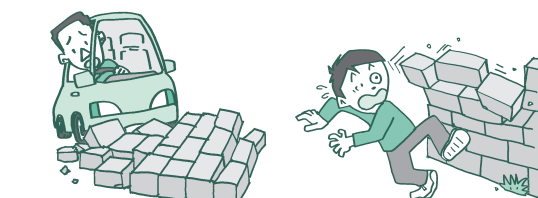
◆対象となるブロック塀

- 次の全てに当てはまるもの(レンガ塀や看板などの工作物も含む)
- ・通学路などに面している
- ・道路面からの高さが80センチ以上
- ・ブロック塀自体の高さが60センチ以上
- ・ヒビ、ぐらつき、傾きがあるなど、危険な状態である

※町が現地調査を行い、要件を満たすか判断します。まずは電話でご相談ください。

◆補助金額 撤去に要する費用の10分の10(上限20万円または1.2万円×ブロック塀の延長(メートル)のいずれか低い方の額)

◆申請期限 10月31日(金)



生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

◆対象となる生垣

- 次の全てに当てはまるもの
- ・植栽場所が公衆用道路に面している
- ・植栽場所の長さが5メートル以上
- ・外部から眺望できる高さが70センチ以上
- ・植栽間隔が1メートル当たり2本以上

◆補助金額

設置に要する費用の3分の1以内(上限5万円)